

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町職員は、住民からの通報、消防吏員、警察官及び海上保安官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を町長、幹部職員、関係課及び消防団等に報告する。

イ アの場合、町長は、速やかに、県、相馬地方広域消防本部、県警察及び福島海上保安部等の関係機関に対し連絡するとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の要員については、図3-1のとおり定める。

ウ 相馬地方広域消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は町職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。

エ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

図3-1 町緊急事態連絡室の構成

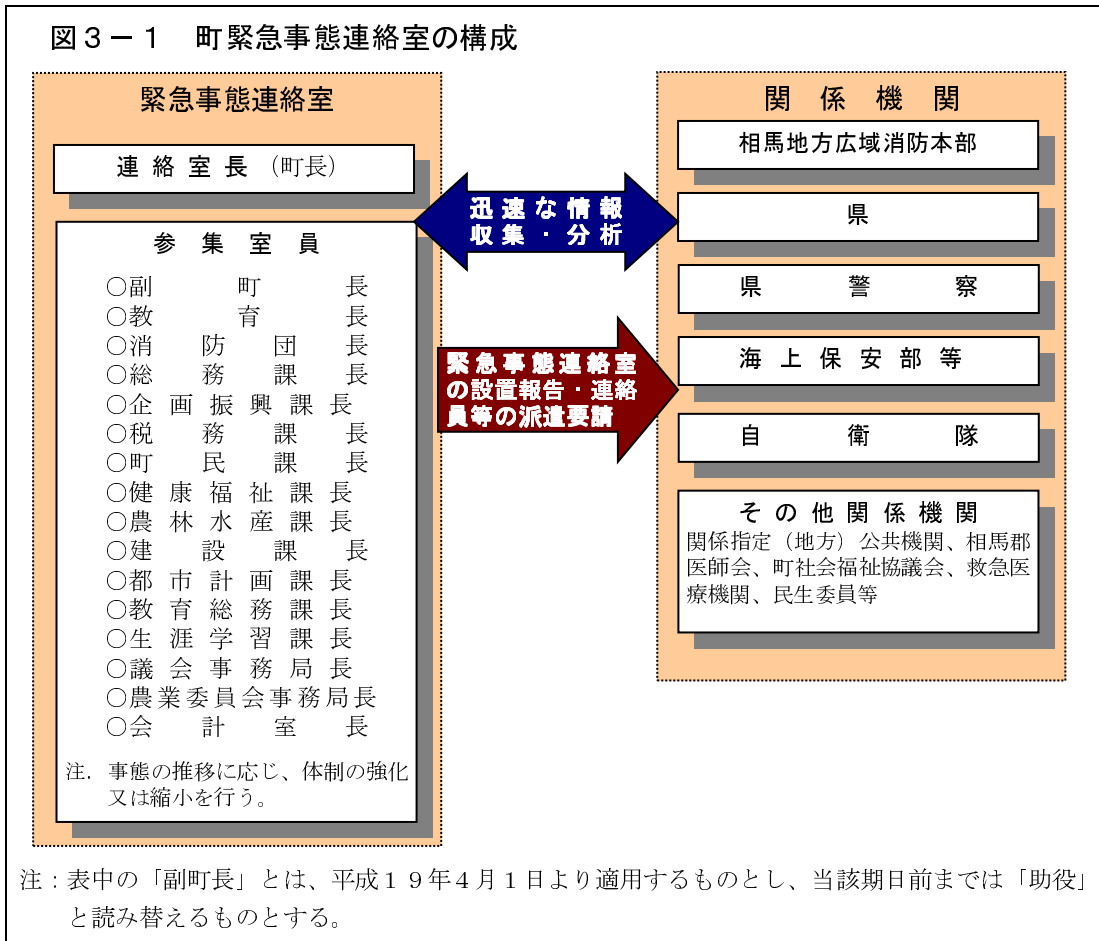


表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート

| 情報伝達先 関係機関 | | 情報伝達担当課 |
|--|--|---------|
| 国機関 | 消防庁、福島海上保安部、自衛隊 | 総務課 |
| 県機関 | 県民安全領域、相双地方振興局 | 総務課 |
| | 相双保健福祉事務所 | 健康福祉課 |
| | 県警察 | 総務課 |
| | その他関係領域、事務所 | 総務課 |
| 近隣市町村 | | 総務課 |
| 相馬地方広域消防本部、相馬消防署新地分署、消防団 | | 総務課 |
| 関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※町の区域内に所在 又は関係する機関 等に限る。 | 相馬郡医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関 | 健康福祉課 |
| | 運送事業者（機関） | 企画振興課 |
| | ガス事業者（生活関連等施設を含む。） | 総務課 |
| | 電気・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。） | 企画振興課 |
| | 道路管理事業者 | 建設課 |

| 情報伝達先関係機関 | | 情報伝達担当課 |
|-------------------------------|--|-------------|
| 生活関連等施設の 管理者 | 水道事業者、水道用水供給事業者 | 町民課 |
| | ダム管理者 | 総務課 |
| | 危険物質等の取扱者 | 総務課 |
| 多数の者が利用す る施設（県と伝達先 を分担） | 学校等教育機関 | 教育総務課 |
| | 社会福祉施設、介護施設 | 健康福祉課 |
| | その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設） | 総務課 |
| その他 | 放送事業者等 | 総務課 |
| | 地区会、民生委員、自主防災組織の代表等 | 総務課、健康福祉課 |
| | 町社会福祉協議会 | 健康福祉課 |
| | そうま農業協同組合新地総合支店、相馬双 葉漁業協同組合新地支所、町商工会等 | 企画振興課、農林水産課 |

(2) 初動措置の確保

ア 町は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は町長の職権を行う町職員が現場にいないときは、警察官又は海上保安官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示等、警戒区域の設定を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ 町は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 町長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたにもかかわらず、町に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は町長の職権を行う町職員に命ずることにより、若しくは、警察官又は海上保安官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定について要請するなどの措置を行う。

なお、町長又は町長の職権を行う町職員が退避の指示、警戒区域の設定を行う場合、相馬地方広域消防本部と調整の上、行うとともに次の事項について協力を要請する。

注：文中の「職員」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日前までは「吏員」と読み替えるものとする。

- ① 退避の指示
消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等
- ② 警戒区域の設定等
県警察と連携した区域の設定（ゾーニング）、町の要請に基づく立入制限・禁止等の協力、消防車両等を利用した住民等への伝達
- (3) 関係機関への支援の要請
 - ア 町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消防組織法又は災害対策基本法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。
 - イ 町長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。
- (4) 町対策本部への移行に要する調整
 - ア 緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。
 - イ 町長は、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。
- (5) 放送事業者等に対する情報提供
町長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」（平成18年7月 福島県）の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。
- (6) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等
町は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)エ及び表3-1に基づき連絡する。

2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

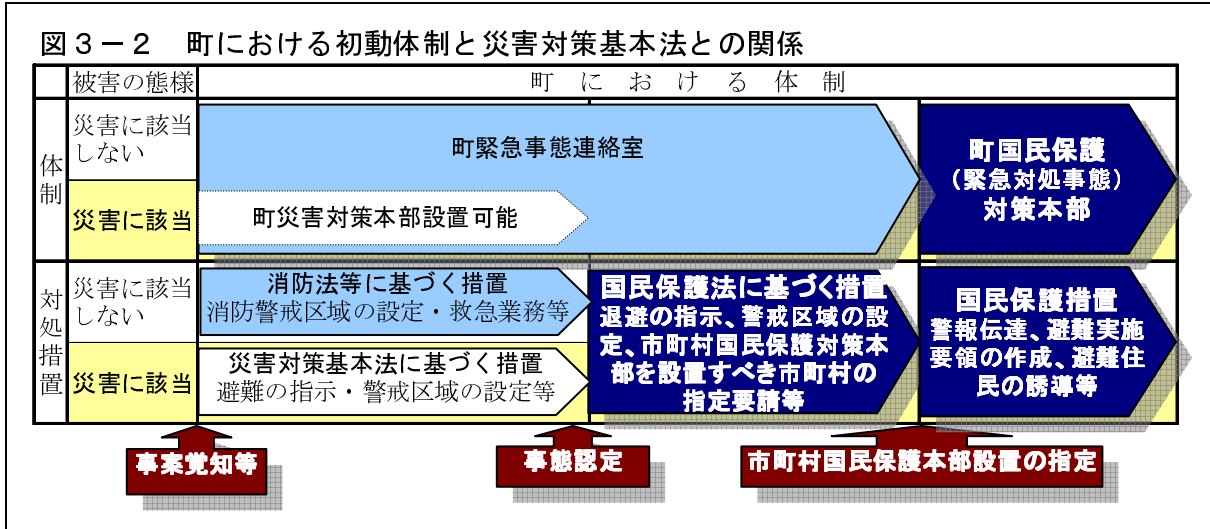
- ア 町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず当該町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事

態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

イ 町長は、アの体制をとった場合、相馬地方広域消防本部又は町を管轄する相馬消防署新地分署に連絡するとともに、必要な体制をとるよう要請する。

図3-2 町における初動体制と災害対策基本法との関係



第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能、町対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき町対策本部に切り替える。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町国民保護対策本部員（以下「町対策本部員」という。）、町対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第2編第1章第1の2(4)で定める携帯電話等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

① 町対策本部担当者は、第2編第1章第1の5及び表2-5で定める新地町役場に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

② 町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置したことを報告する。

③ 町対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに町対策本部を設置したことを通知する。

また、相馬地方広域消防本部に対し、相馬地方広域消防本部国民保護対策本部等を設置するよう要請する。

オ 交代要員等の確保

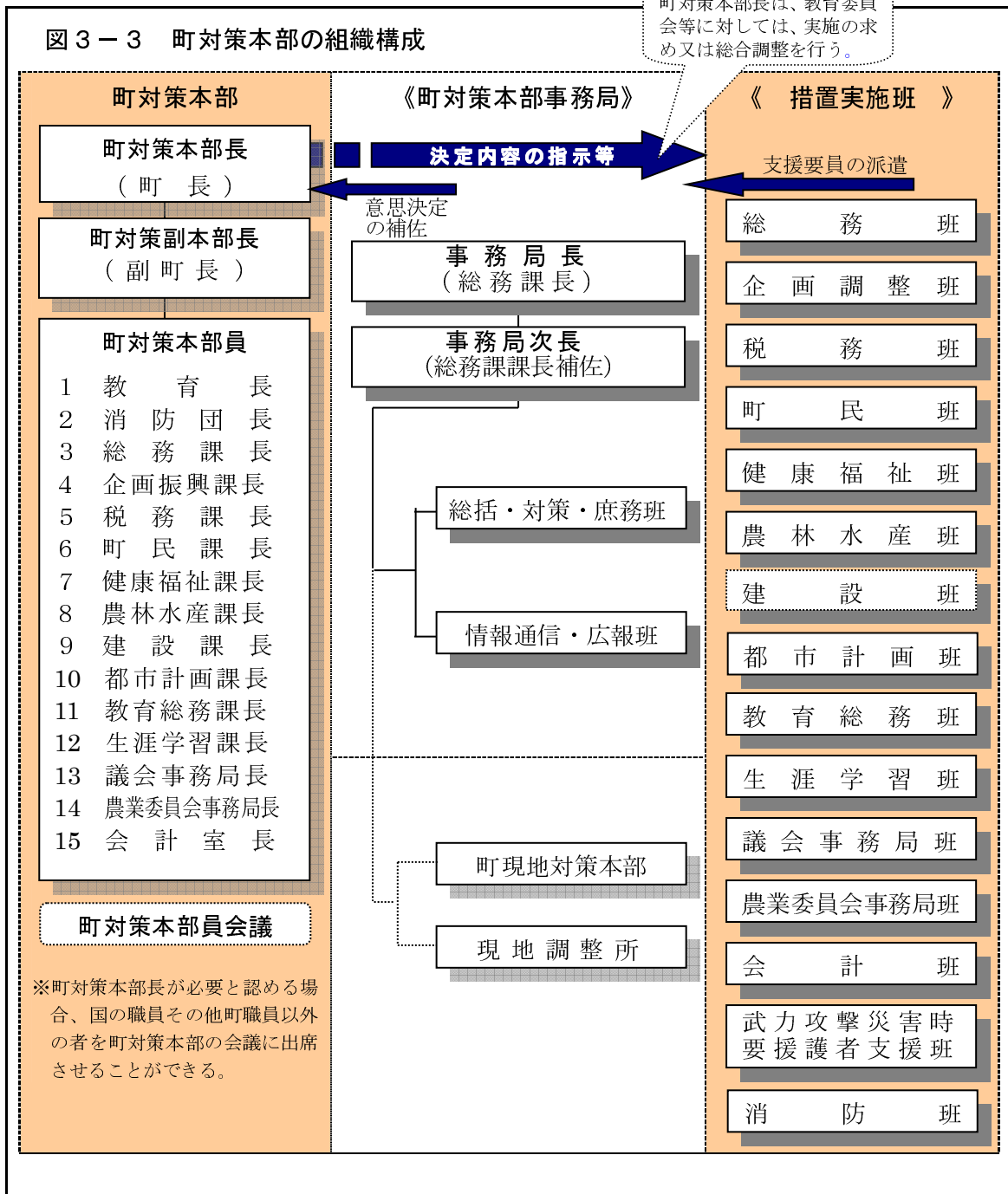
町対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

① 町は、新地町役場（対策本部の設置場所）が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合、第2編第1章第1の5及び表2-5で定める町対策本部の代替設置場所等に町対策本部を設置する。

- ② 町長は、町の区域を越える避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。
- (2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等
- 町長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。
- (3) 町対策本部の組織構成等
- ア 町対策本部の組織構成
- ① 町対策本部の組織構成は図3-3のとおりとする。
 - ② 町対策本部長は、必要があると認める場合、国・県の職員、相馬地方広域消防本部消防長の指名する消防吏員その他町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることができる。
- イ 町対策本部事務局の組織編制等
- ① 町対策本部長を補佐する組織として、町対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。
 - ② 事務局の組織編制及び所掌業務は表3-2のとおりとする。
- ウ 措置実施班の組織編制等
- ① 町対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各班（各課）及び健康福祉課を中心的とした横断的な組織として武力攻撃災害時要援護者支援班を置く。
 - ② 各班の組織編制及び所掌業務は表3-3のとおりとする。
 - ③ 各班は、事務局の指示又は求めにより、各班から事務局に対し支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

図3-3 町対策本部の組織構成



注：表中の「副町長」とは、平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日前までは「助役」と読み替えるものとする。

表3-2 町対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

| 事務局の班名 | 所 掌 業 務 |
|-------------------------------------|--|
| 総括・対策・庶務班 ◎ 総務課長 ○ 総務課課長補佐 | 1 町対策本部会議の運営に関する事 2 情報通信・広報班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の意思決定に係る補佐に関する事 3 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関する事 4 退避の指示、警戒区域の設定等に関する事 5 国民保護に関する業務の総括に関する事 6 町が行う国民保護措置に係る調整に関する事 7 他の市町村等に対する応援の求め等、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事 8 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 9 消防団及び自主防災組織等に関する事 10 近隣市町村及び相馬地方広域消防本部との連携に関する事 11 町対策本部員や職員のローテーション管理に関する事 12 町対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関する事 |
| 情報通信・広報班 ◎ 企画振興課長 ○ 企画振興課課長補佐 | 1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理集約及び報告等に関する事 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ 武力攻撃災害への対応状況 ○ その他総括・対策・庶務班等から収集を依頼された情報 2 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事 3 通信回線や通信機器の確保に関する事 4 住民等からの安否情報の照会に対する回答に関する事 5 被災情報や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事 |

注. 表中、「◎」は事務局各班の班長を「○」は副班長を意味する。なお、事務局各班に配置される班員は別に定める。

表3-3 各班の組織編制及び所掌業務

| 班名 | 所 掌 業 務 |
|-------|---|
| 総務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町国民保護対策本部に関すること 2 避難実施要領の策定及び避難住民の誘導に関すること 3 消防団及び自主防災組織等に関すること 4 特殊標章等の交付等に関すること 5 国民保護に関する情報の収集に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 近隣市町村及び相馬地方広域消防本部との連携に関すること 8 安否情報の収集及び整理に関すること 9 被災情報の収集、整理及び報告に関すること 10 その他特命事項に関すること |
| 企画振興班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する警報及び緊急通報等の内容の通知に関すること 2 報道機関との調整に関すること 3 商工労働団体、機関等との連絡調整に関すること 4 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること 5 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）及び連絡調整に関すること 6 生活関連等施設（相馬港、相馬共同火力発電新地発電所等）の安全確保、避難誘導に関すること 7 その他特命事項に関すること |
| 税務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関すること |
| 町民班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理に関すること 2 外国人の安全確保及び支援に関すること 3 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること 4 危険動物及びペット動物の対策に関すること 5 水の安定供給に関すること 6 外国人等からの安否情報の収集に関すること 7 その他特命事項に関すること |
| 健康福祉班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること 3 医療の提供及び助産（医療救護班の編成及び医療救護所の設置を含む。）、医薬品等の供給に関すること 4 救援物資の調達に関すること 5 日本赤十字社福島県支部との連絡調整に関すること 6 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること 7 応急食料、物資等の供給に関すること 8 福祉関係施設等からの安否情報の収集に関すること 9 福祉関係施設等の被災状況の調査に関すること 10 その他特命事項に関すること |

| 班名 | 所 掌 業 務 | |
|----------------|---|--------------|
| 農林水産班 | 1 農業関係施設等の被災状況の調査に関すること 2 農林水産業関係団体等との連絡調整に関すること 3 家畜の対策に関すること 4 その他特命事項に関すること | |
| 建設班 | 1 復旧に関すること 2 建設関係団体との連絡調整に関すること 3 道路等の把握及び対策に関すること 4 土木関係施設等の被災状況の調査に関すること 5 その他特命事項に関すること | |
| 都市計画班 | 1 被災者住宅の再建支援に関すること 2 住宅融資等の相談窓口の開設に関すること 3 下水道関係施設等の被災状況の調査に関すること 4 その他特命事項に関すること | |
| 教育総務班 | 1 町立学校への警報の伝達体制の整備に関すること 2 児童、生徒の安全指導に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 教育関係施設等からの安否情報の収集に関すること 5 教育関係施設等の被災状況の調査に関すること 6 その他特命事項に関すること | |
| 生涯学習班 | 1 文化教育施設、社会教育施設の保全に関すること 2 その他特命事項に関すること | |
| 議会事務局班 | 1 特命事項に関すること | |
| 農業委員会事務局班 | 1 特命事項に関すること | |
| 会計班 | 1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること 2 その他特命事項に関すること | |
| 武力攻撃災害時要援護者支援班 | 1 避難支援プランに関すること 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関すること 4 福祉避難所等に関すること | 健康福祉課職員により編成 |
| 消防班 | 1 武力攻撃災害への対処に関すること(消火活動及び救急・救助を含む。) 2 住民の避難誘導に関すること | |

(4) 町対策本部における広報等

ア 町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、町対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱うとともに広報を担当する部署として情報通信・広報班を設置することにより、広報広聴体制を整備する。

イ 住民等への情報伝達については、町防災行政無線及び広報車等の利用、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用

し、迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。

- ① 提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ② 町対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。
- ③ 住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携の上行う。

(5) 町現地対策本部の設置

ア 町長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）及び県国民保護現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、新地町国民保護現地対策本部（以下「町現地対策本部」という。）を設置する。

イ 町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策本部副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 町長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県（相双地方振興局、相双保健福祉事務所等）、消防機関、県警察、福島海上保安部、自衛隊、医療機関等〕の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、町（現地指揮責任者）が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所は、設置場所、現地調整所における調整事項等について、相馬地方広域消防本部と調整した上で設置する。

イ 町は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

2 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

ア 町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ 町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うよう要請するよう求める。

この場合、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

ア 町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ アの場合において、町対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 町対策本部の廃止

ア 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

イ 町長は、町対策本部を廃止したときは、町議会に町対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに、町対策本部を廃止したことを通知する。

ウ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、町長が、必要と認めるときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部及び県対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

町は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

町は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

ア 町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

ア 町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）ことができる。

イ 町長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長〔第1優先連絡先（地域事務所等を含む。）〕又は第6師団長（第2優先連絡先）を通じて陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため町長がこれらの者に連絡が取れない場合においては、（第44普通科連隊長）を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ウ 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ③ その他事務の委託に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

ア 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

イ 町は、アの要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、アの職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や地区会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ア 町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断す

る。

イ 町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部新地町分区と連携し、又は、他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアの活動環境について配慮するとともに、町社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボランティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

ア 町は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。

イ 町は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

9 住民への協力要請

町長又は町の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）

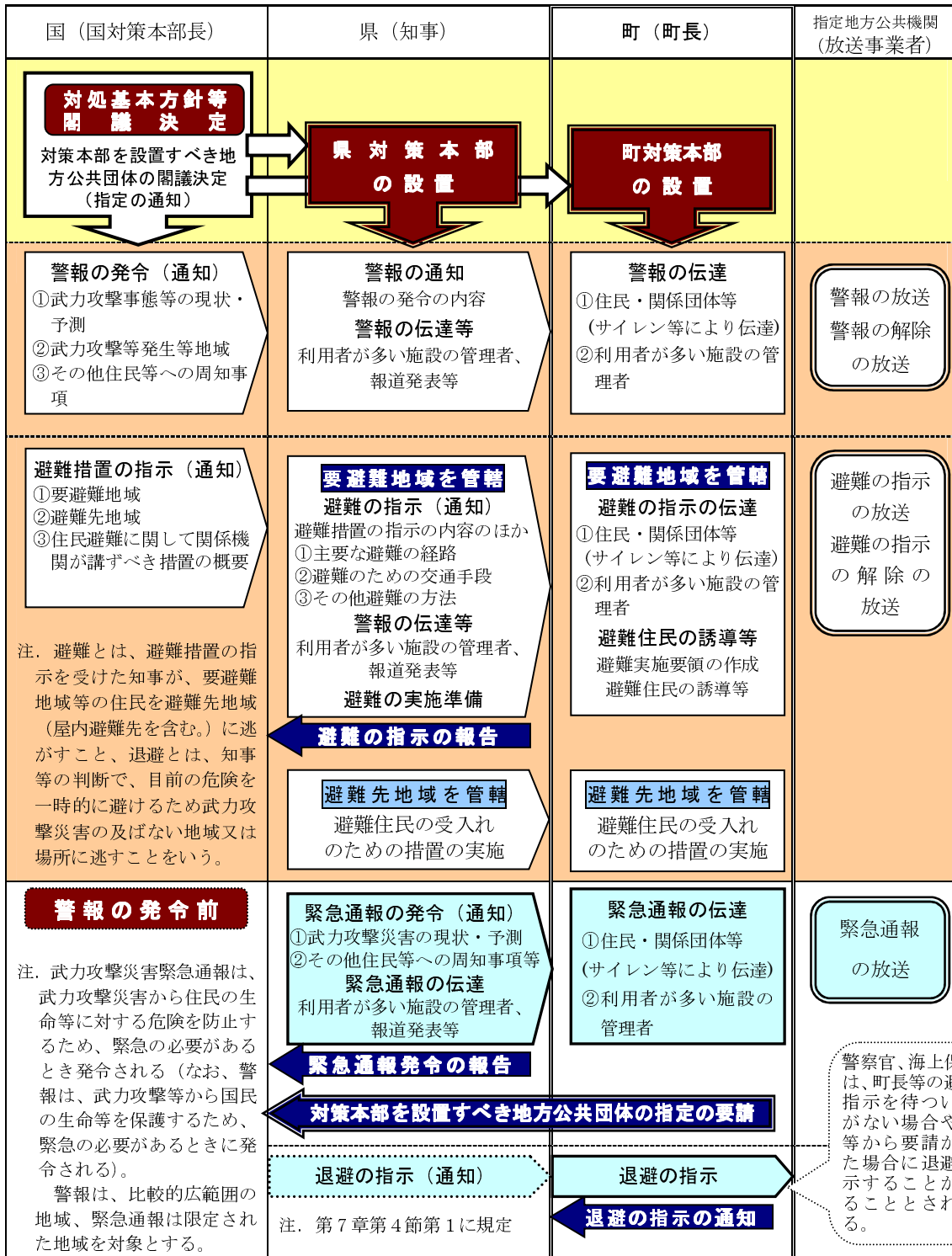
イ 避難住民の救援（同法第80条関係）

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第115条関係）

エ 保健衛生の確保（同法第123条関係）

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び町の対応等



注。県及び町は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表2-9で定める公私の団体等及び表2-11で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第2編第1章第4であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表2-10で定めるその他の関係機関に対しては、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

〈 警報の内容 〉

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関（町教育委員会等）及び表2-10で定めるその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、町の警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

新地町ホームページ：<http://www.shinchi-town.jp/>

2 警報の内容の伝達の方法

(1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により行う。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、地区会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

まれな場合

- ① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - ② 町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- (2) 町長は、全世帯及び事業所に設置してある町防災行政無線の個別受信機等により、各世帯等に警報の内容を伝達する。また、確実に伝達できるよう、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
- ア 相馬地方広域消防本部は、町長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。
- ただし、原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。
- イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、地区会や武力攻撃災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行なう。
- ウ 町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、健康福祉課との連携の上、災害時への対応として作成する避難支援プランを活用することなどにより、武力攻撃災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。
- この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

3 警報の解除の伝達等

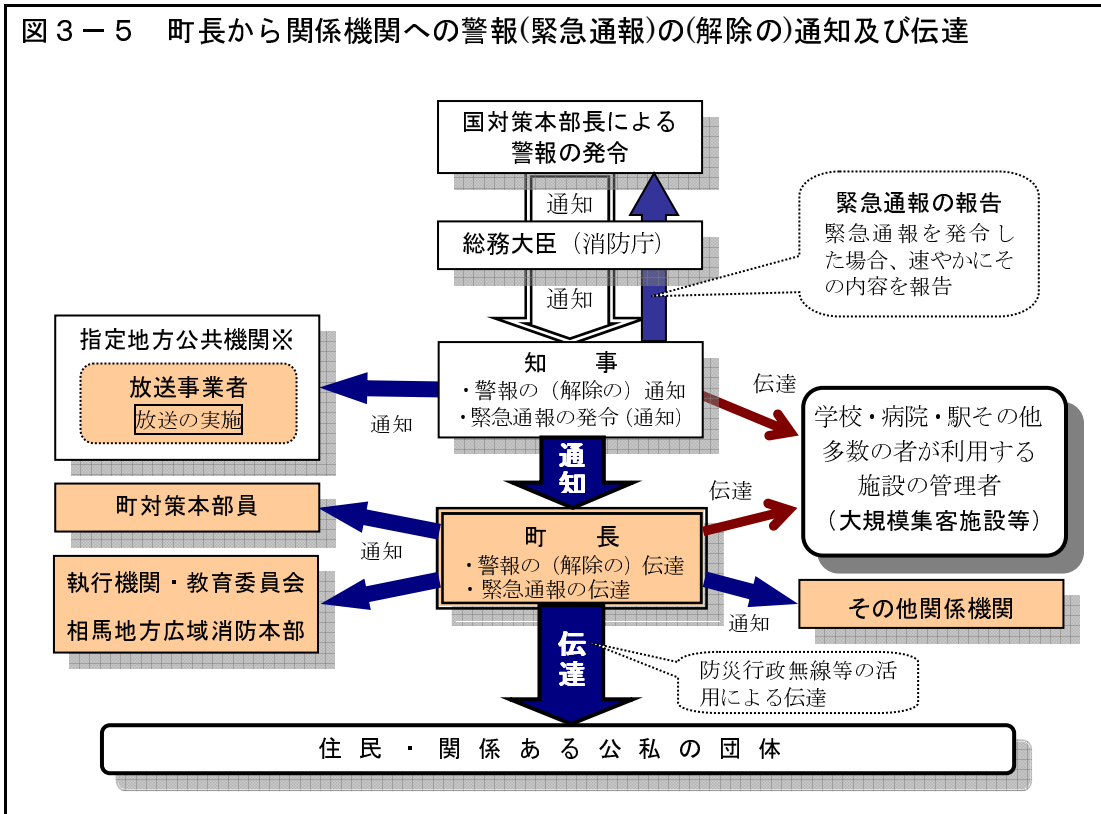
町は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

町長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。

図3-5 町長から関係機関への警報(緊急通報)の(解除の)通知及び伝達



第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達等

(1) 避難措置の指示の通知

町長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

〈避難措置の指示の内容〉

- ① 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- ② 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

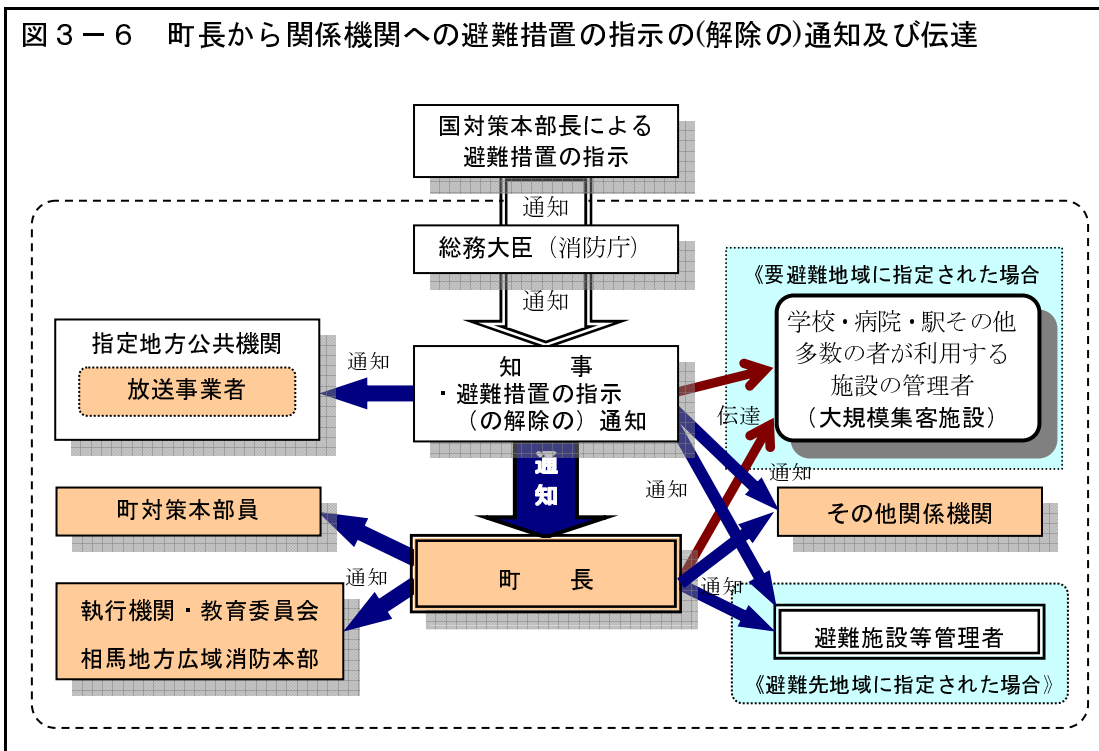
(2) 避難措置の指示の伝達等

ア 町の区域が要避難地域に指定された場合

町は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等の大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

イ 町の区域が避難先地域に指定された場合

町は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。



2 知事の避難の指示に当たっての協力等

ア 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。

イ 町長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表3-4の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

表3-4 避難の指示に当たって知事が市町村等と調整する主な事項

| 調整事項 | 調整先機関 |
|--|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望・広域的調整 | 要避難地域所在市町村、要避難地域管轄消防本部等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○受入可能人数（避難施設等の収容能力、食料等・ライフラインの供給能力等） ○避難先地域における一時集合場所 | 受入地域所在市町村 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設 | 道路管理者等である市町村 |

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

町長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

(2) 避難の指示の住民等への伝達

ア 町長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達に準じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。

〈避難の指示の内容〉

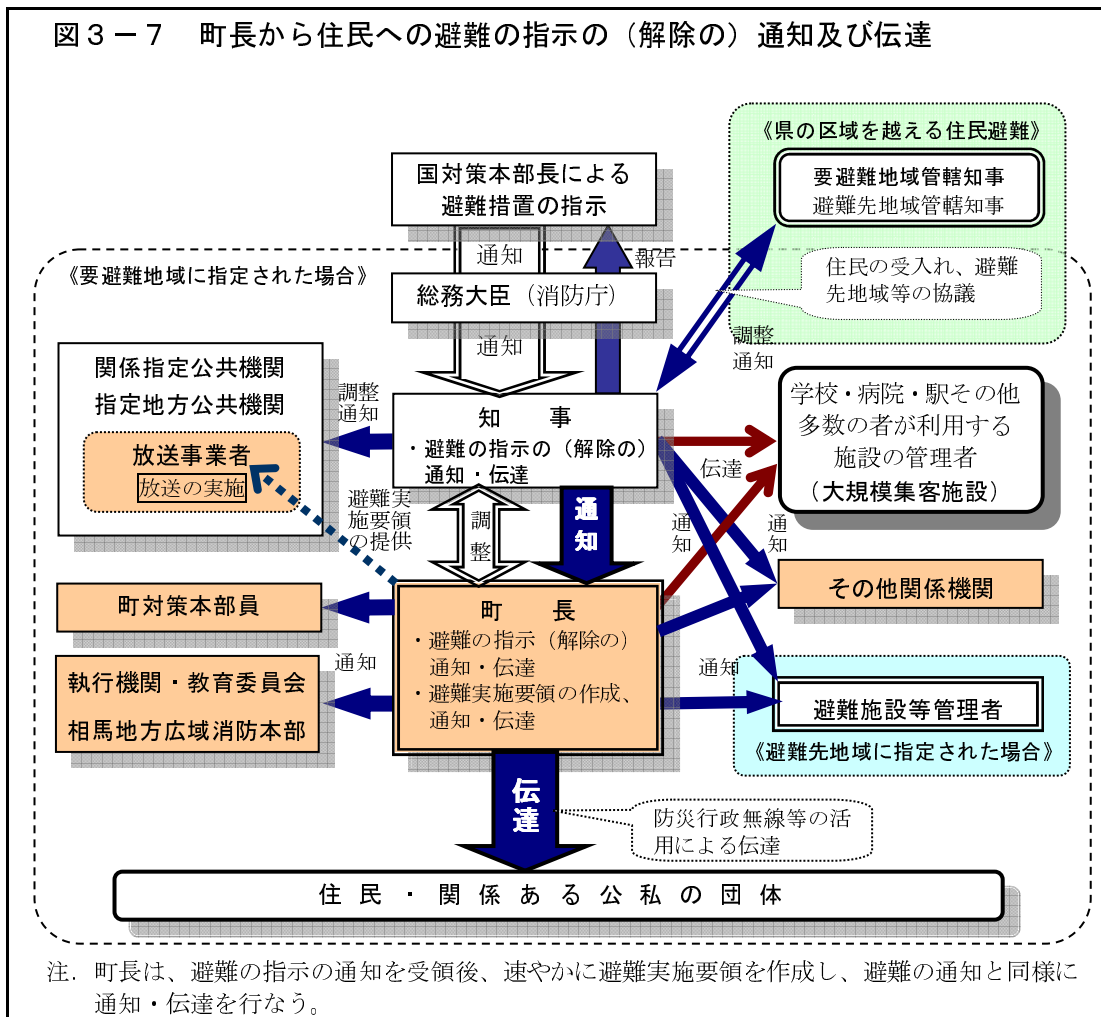
- ① 要避難地域
- ② 避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 避難の実施日時
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段
- ⑦ その他避難の方法

イ アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。

(3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知

ア 町は、避難の指示により、町の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

イ 町の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった町の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。



4 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

ア 町長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、町の各執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

- ① 要避難地域及び避難先地域
- ② 町及び他の関係機関が講ずべき措置の概要
- ③ 避難の実施日時
- ④ 主要な避難の経路及び避難のための交通手段
- ⑤ その他避難の方法

イ 事態の状況の把握

- ① 警報の内容
- ② 被災情報等の収集及び分析
- ③ 避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は町長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握

ウ 避難住民の概数の把握

エ 誘導の手段の把握

- ① 屋内避難
- ② 徒歩による避難
- ③ 運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難
- ④ 自家用車を用いた長距離避難

オ 運送手段の確保の調整

- ① 県及び県警察等との運送手段（自家用車等の使用）の調整
- ② 運送手段の確保等についての県との役割分担
- ③ 運送事業者との連絡体制の確保
- ④ 一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定

カ 武力攻撃災害時要援護者の避難方法

- ① 要援護者名簿等の登録者及び避難方法の把握
- ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等
- ③ 町対策本部における武力攻撃災害時要援護者支援班等の設置

キ 避難経路や交通規制の調整

- ① 県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整
（自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。）
- ② 道路の状況に係る道路管理者との調整等

ク 職員の配置

- ① 職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む。）、避難先地域への派遣等〕
- ② 県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

ケ 関係機関との調整

- ① 現地調整所の設置

- ② 関係機関との連絡手段の確保
- ③ 避難誘導等に当たっての相馬地方広域消防本部との役割分担
- コ 自衛隊等との避難経路や避難手段の調整
- (3) 避難実施要領に定める事項
 - ア 避難実施要領に定める事項
 - ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ③ 避難の実施日時
 - ④ その他、避難の実施に関し必要な事項
 - イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表3-5の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-5 避難実施要領に定める事項

| 避難実施要領に定める事項 | 具体的項目（主なもの） | |
|--|---------------------|---|
| | 項目 | 備考 |
| 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 | 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 | 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地区会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。 |
| | 避難先 | 避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。 |
| | 一時集合場所及び集合方法 | 避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。 |
| | 集合に当たっての留意事項 | 一時集合場所への集合後における地区会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。 |
| 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 | 町職員、消防職員及び消防団員の配置等 | 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、相馬地方広域消防本部と調整の上、町職員、消防吏員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。 |

| 避難実施要領に定める事項 | 具体的項目（主なもの） | |
|-------------------|-----------------------------------|--|
| | 項目 | 備考 |
| 避難の実施日時 | 一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等 | ①一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 ②一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。 |
| その他、避難の実施に関し必要な事項 | 高齢者その他特に配慮を要する者への対応 | ①高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 ②誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び地区会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。 ③医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。 また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。 |
| | 要避難地域における残留者の確認 | 要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。 |
| | 避難誘導中の食料等の支援 | 避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。 |
| | 避難住民の携行品、服装 | 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。 |
| | 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 | 問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。 |

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

ア 自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合、町長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ アの場合、町長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

ア 町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

イ 町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、相馬地方広域消防本部消防長、警察署長、福島海上保安部長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 町長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

ア 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、又は、相馬地方広域消防本部に避難住民の誘導を要請することにより避難住民を誘導する。

なお、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要がある、消火活動及び救助・救急活動より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、相馬地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、地区会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 町長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不

安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 相馬地方広域消防本部の活動

- ① 相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ当該活動に支障のない範囲で、町長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻撃災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。
- ② 町長から相馬地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合は、町長の求めにより避難住民の誘導を行うものとする。

イ 消防団の活動

消防団は、町長の指揮により、相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署と連携しつつ、自主防災組織、地区会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、武力攻撃災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、福島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 町長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 町長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第2編第2章の6に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や地区会長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な

な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ 町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、町等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者等への配慮

ア 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため作成する、災害時要援護者避難支援プランに基づき、武力攻撃災害時要援護者支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

イ ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があつ

た場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

ア 町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 町長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

ア 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

6 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

町長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

町長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

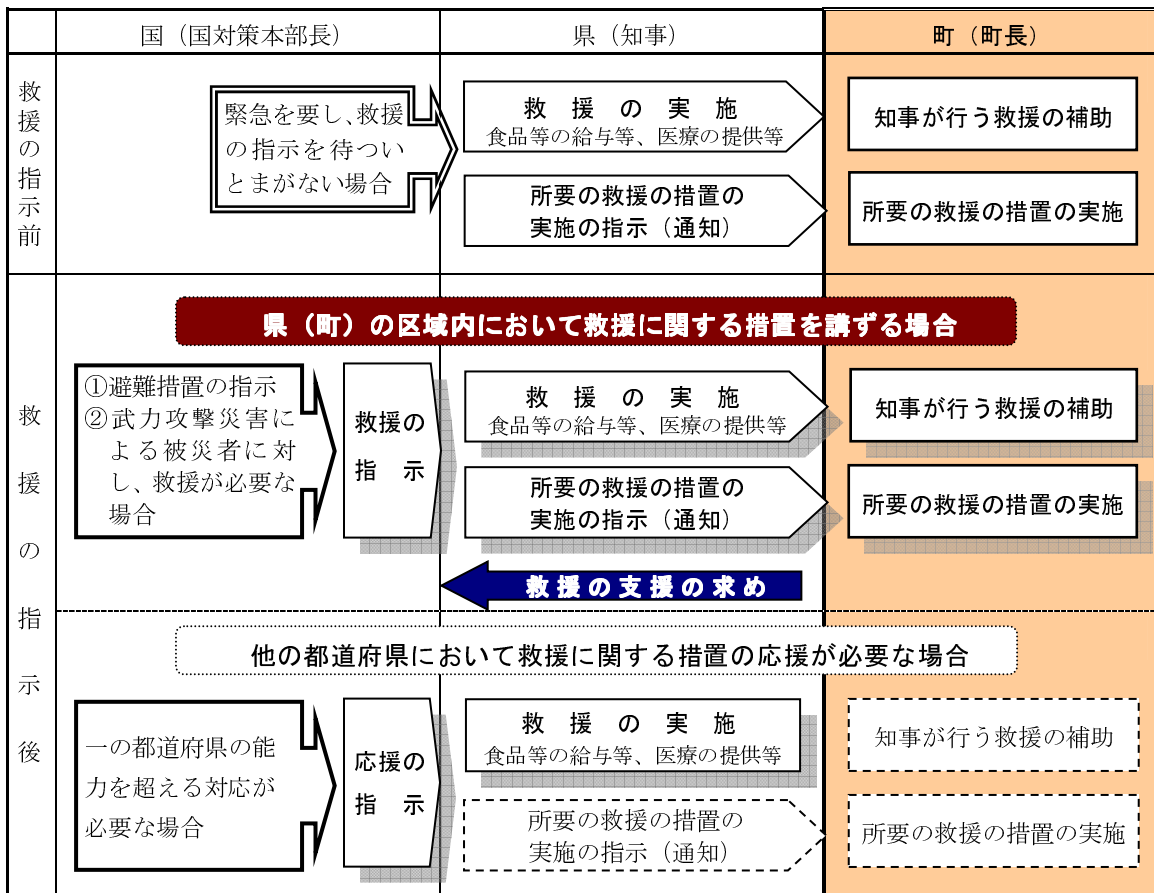
(3) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、5の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

町長は、避難住民の受入地域（避難先地域）等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び町の対応等



1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 町長は、知事から、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を相馬地方広域消防本部その他関係機関の協力を得て行う。

表3-6 町長が行う救援の実施に関する事務

| 町長が行う 救援に関する措置の内容 | 備 考 |
|---|--|
| 収容施設の供与 | 避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置） |
| 食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与 | ①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び町が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分 |
| (緊急物資の受入れ、配送) | ※県から配送される食品等の避難住民への配分 |
| 医療の提供及び助産 | ①医療（町が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産 |
| 被災者の捜索及び救出 | 町及び相馬地方広域消防本部等が対応 |
| 埋葬及び火葬 | |
| 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 | 緊急に修理が必要な場合等に実施 |
| 学用品の給与 | 町立学校への給与 |
| 死体の捜索及び処理 | 死体の捜索については、相馬地方広域消防本部と連携して対応 |
| 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | |

注. 町は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を行う。

イ 町長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事からの通知以外に、町長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務を行う。

- ① 救援への協力（国民保護法第80条）
- ② 物資の売渡しの要請等（同法第81条）
- ③ 土地等の使用（同法第82条）
- ④ 公用令書の交付（同法第83条）
- ⑤ 立入検査等（同法第84条）
- ⑥ 医療の実施の要請等（同法第85条）

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

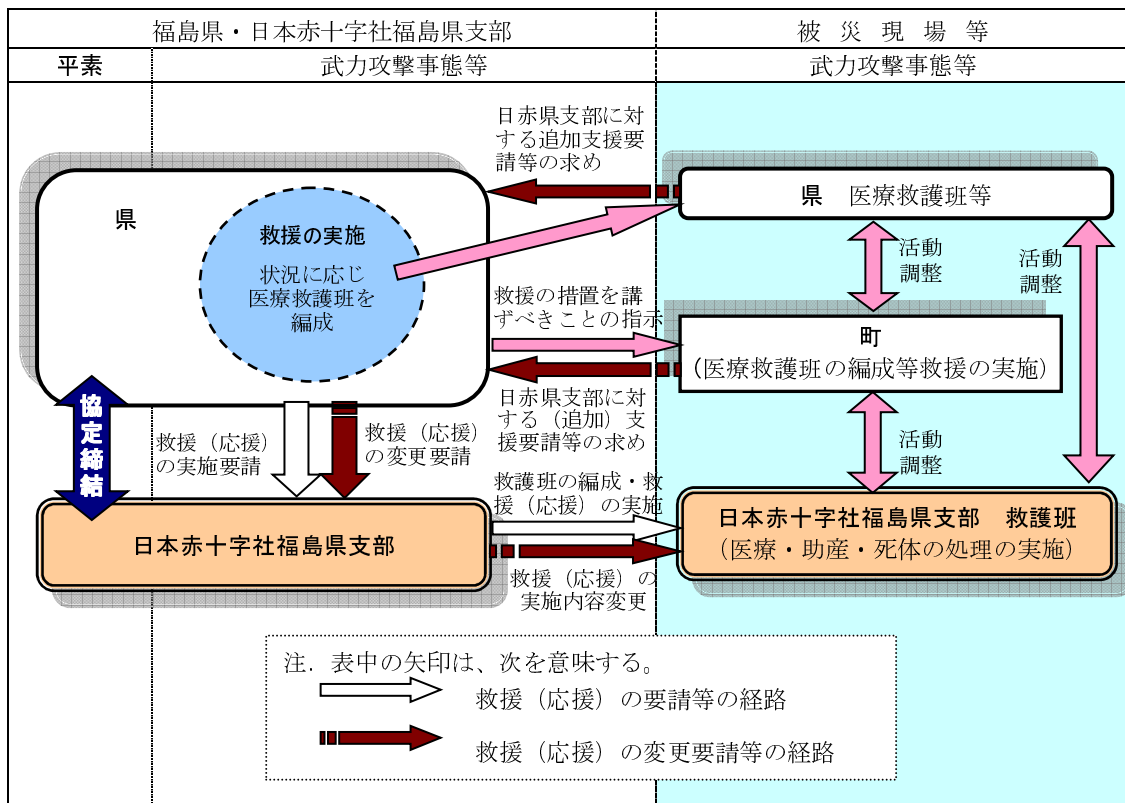
(2) 他の市町村との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

図3-9 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係（医療救護活動）



(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

ア 町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。

イ 町長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行なうとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している、町立学校等からの情報収集、相馬地方広域消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

町が、安否情報を収集する場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」とするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」によるものとする。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

町は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として、電子メールにより送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書（様式第4号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

① 町対策本部等対応窓口への様式第4号による照会

運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う

② 電話、ファックス、電子メール等による照会

町長が適当と認める方法により本人確認を行う

イ 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときにおいて、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。

(3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

町は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要

な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

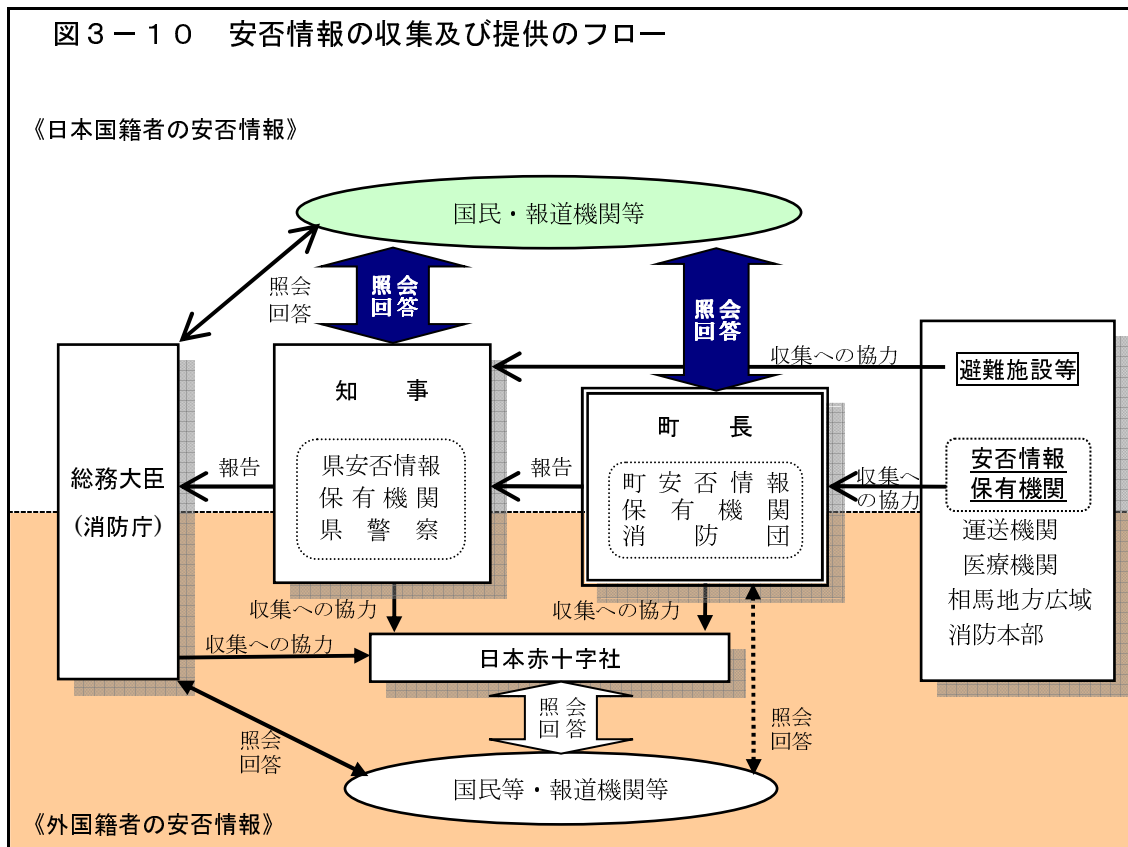
4 日本赤十字社に対する協力等

(1) 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人（外国籍の者。以下同じ。）に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

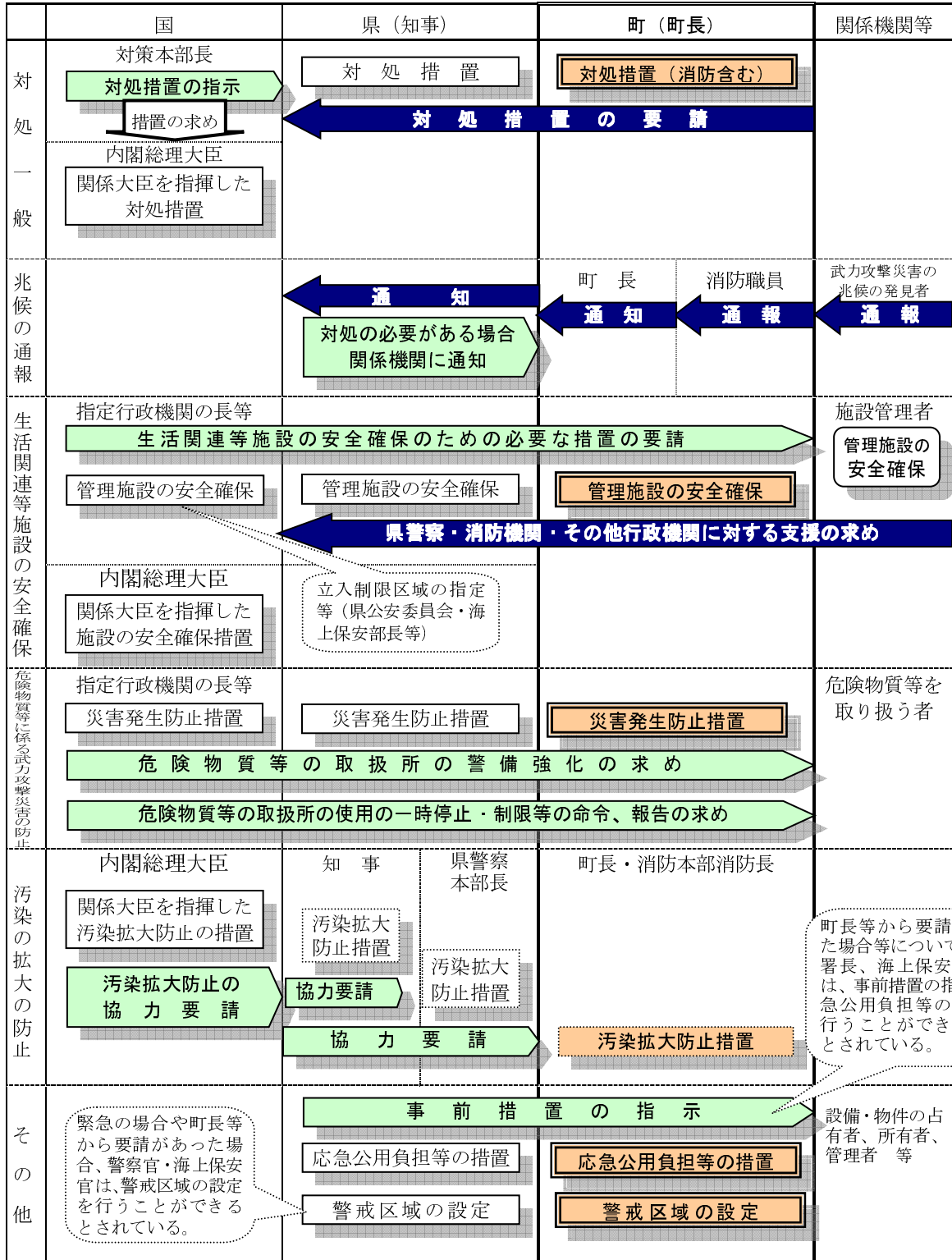
(2) 外国人に関する安否情報の提供

町は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



第7章 武力攻撃災害への対処

図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び町の対応等



注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

町は、町の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、相馬地方広域消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、相馬地方広域消防本部、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、町長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

相馬地方広域消防本部の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 町長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、相馬地方広域消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

イ 町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第2編第2章6に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行う。

ウ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び福島海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて相馬地方広域消防本部、県警察、福島海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う町職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における相馬地方広域消防本部、県警察、福島海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 町長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

① ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

② 武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、福島海上保安部及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは武力攻撃災害が発生した場合において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

イ アの場合、相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行うものとする。

また、消防団は、相馬地方広域消防本部消防長又は相馬消防署新地分署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動

を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

ア 町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ 町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、相馬地方広域消防本部に対し、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に福島県広域消防相互応援協定（平成9年12月26日締結）に基づく応援の要請を行うよう求める。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）及び緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、相馬地方広域市町村圏組合の管理者に対し、消防の応援出動等を要請するなど必要な措置を行う。

(7) 医療機関等との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、県相双保健福祉事務所、相馬郡医師会、最寄りの災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察及び相馬地方広域消防本部等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ アの場合、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県（相双地方振

興局、相双保健福祉事務所)、県警察、福島海上保安部、及び自衛隊(国民保護等派遣要請後に限る。)等と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。

ウ 町長は、知事又は消防庁長官から被災市町村に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、被災現場等において相馬地方広域消防本部と連携するとともに施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、相馬地方広域消防本部の支援等の活動を行う。

オ 町長、相馬地方広域消防本部消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職員、消防団員、又は水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う町の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、相馬港、相馬共同火力発電新地発電所等の生活関連等施設の管理者との連絡体制等を活用し、町の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

ア 町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ アの場合、町長は、必要に応じ、県警察、福島海上保安部、相馬地方広域消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ 町長は、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、町が、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 町長及び相馬地方広域市町村圏組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、町対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について町長等が命ずることができる対象及び措置は表3-7のとおり。

表3-7 危険物質等について町長等が命ずることができる対象及び措置

| 対象及び命令者 | 措置の内容 |
|--|---|
| 町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条） | ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号） |

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 町長等は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 町長等は、表3-7の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

町は、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

町は、N B C兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 発生原因が特定できないがN B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

町は、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりN B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県N B C災害等対処現地関係機関連携指針（以下「県N B C災害等連携指針」という。）に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

ア 町は、N B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県N B C災害等連携指針」に定めるとおり、相馬地方広域消防本部、県（相双地方振興局及び相双保健福祉事務所）、県警察及び福島海上保安部（以下「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。

イ 町は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（県民安全領域及び相双地方振興局）に連絡する。

ウ 町は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、相馬郡医師会、町の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、町地域防災計画（災害応急対策計画）で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、町は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置等の実施

ア N B C兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

- ① 町長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第2に定める退避を指示する。また、N B C兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるとき

は、警戒区域の設定を行う。

- ② 町は、必要に応じ、県相双保健福祉事務所と調整の上、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。
- ③ 消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応

- ① 町は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、第1章第1に定める関係法令、町地域防災計画（災害応急対策計画）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

また、消防機関は、第1章第1に定める消防法、消防組織法及び町地域防災計画（災害応急対策計画）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を行うものとする。

- ② 町の医療救護班の設置等及び消防機関の活動については、アの②及び③に準じて行うものとする。
- ③ ①及び②の場合、町は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全の確保に十分配慮する。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

ア 町長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、町対策本部において、相馬地方広域消防本部、県警察、福島海上保安部、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ アの場合、町長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ、県NBC災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC兵器による攻撃により放射性物質、放射線、化学剤、生物剤及び毒素等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

- ① 町は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。
- ② 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

- ① 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。
- ② 町は、県相双保健福祉事務所が行なう消毒等の措置を県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 町長及び相馬地方広域市町村圏組合の管理者の権限

ア 町長の権限

- ① 町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、相馬地方広域消防本部及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使する。
- ② 町長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶に立ち入らせることができる。

表3-8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等

| | 対象物件等 | 措置 | 措置の実施（権限の行使）に伴う手続 |
|----|-----------------|--|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 | 措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 | |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 | |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 | |
| 5号 | 建物 | ・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖 | 適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる建物又は場所 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 | |

イ 相馬地方広域市町村圏組合の管理者の権限

- ① 相馬地方広域市町村圏組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、町及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使することができることとされている。
- ② 相馬地方広域市町村圏組合の管理者は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う消防吏員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶に立ち入らせることができるとされている。

(7) 要員の安全の確保

ア 町長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

イ 相馬地方広域市町村圏組合の管理者は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策

を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町及び相馬地方広域消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 町等による被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

ア 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、福島海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告

ア 相馬地方広域消防本部は、収集した被災情報について、町、県〔県民安全領域及び相双地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護相双地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。

イ 相馬地方広域消防本部は、第一報を町、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全領域（県民等保護対策本部）〕が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、相馬地方広域消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、町、県及び消防庁に報告するものとする。

ウ 町は、収集した被災情報について、県県民安全領域（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて相双地方振興局（県民等保護相双地方対策本部等）にも報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 町は、避難先地域において、県及び相馬郡医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び相馬郡医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

イ 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清

掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、災害時の廃棄物処理のために作成する「町災害廃棄物処理計画」に基づいて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村等への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

町は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずるよう、町の区域に水を供給する相馬地方広域水道企業団に要請する。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

町長、相馬地方広域消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(1) 町長

ア 町の職員（相馬地方広域消防本部消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 相馬地方広域消防本部消防長
 - ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (3) 水防管理者
 - ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県、相馬地方広域消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることとされている。